

2024.4.1

「インフラ調査士補」

資格認証制度のご案内



一般社団法人 **日本非破壊検査工業会**

The Japanese Association for Non-destructive Testing Industry

資格試験センター

目 次

1. 資格認証制度について	1
2. 適用規格・関連法規・適用基準	2
3. 資格の対象施設・業務	3
4. 資格認証技術者の能力	3
5. 資格取得	3
6. 学習・資格試験	4
7. 認証登録	5
8. 資格証明書の有効期間	5
9. 資格登録者リスト掲載事項	6
10. 教育担当責任者・雇用主の順守事項	6
11. 受験料等	6
12. 認証組織	7
資格認証技術者順守事項	8

1. 資格認証制度について

我が国の社会資本ストックは高度経済成長期に集中的に整備され、今後急速に老朽化することが懸念されています。社会資本の維持管理を適切に実施し、ライフサイクルコストを抑制しながら施設の長寿命化を図ることが、国のみならず社会資本の多くを管理している地方公共団体を含めた、我が国全体の緊急の課題となっています。

このような状況から、平成 26 年 5 月に改正された道路法施行規則の「道路の維持又は修繕に関する技術的基準等」では、橋梁・トンネルなどは国が定める統一的基準により、

- ① 5 年に 1 回の頻度で近接目視により点検を行うこと
- ② 点検結果を統一的な尺度で健全性を診断し、I 健全、II 予防保全段階、III 早期措置段階、IV 緊急措置段階の 4 区分に分類すること
- ③ 点検・診断結果は記録・保存すること

と定められました。また、同年 6 月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）では、調査および設計の品質確保の観点から、点検・診断などの業務に従事する者の力量を資格制度により定量的に評価することが講じられています。

これら品確法改正を受けて、国土交通省は平成 26 年 11 月に「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」を告示し、この規程の中で登録申請の要件と資格対象施設、対象業務の登録区分が明示されました。

このような背景から、道路施設の点検担当業務を対象として、国の定める法令・基準などに基づき点検業務が実施できる技術者の育成、確保を目的に、「インフラ調査士」資格制度を創設し、橋梁（鋼橋）、橋梁（コンクリート橋）、トンネル、付帯施設（舗装）、同（小規模附属物）を公的資格として国土交通省に登録しています。

我が国の膨大な社会資本である道路施設は、国土交通省の管理、各都道府県の管理、各市町村での管理など、維持管理の責任主体が明確に区分されています。また、維持管理をするためには、関連法令、鋼構造やコンクリート構造、損傷や変状、劣化機構、評価や判定の基準などの知識と経験が必要となります。それらの知識については、「維持管理工学」や「社会基盤メンテナンス工学」などの名称で体系化されています。一方、維持管理の現場では、点検・診断の生産性向上のニーズの高まりがあり、非破壊検査技術や計測モニタリング技術の活用、AI による損傷個所の抽出、ドローンによる間接目視点検など、新技術を活用した点検・診断技術の開発・普及が加速しています。

今般、需要の拡大が期待される道路施設の維持管理をする点検技術者の早期の育成を図ることを目的に、「インフラ調査士補」の資格制度を創設します。鋼構造およびコンクリート構造、橋梁・トンネル・舗装・小規模附属物の維持管理を対象として、所定の知識の習得をもって資格証を付与するとともに、「インフラ調査士補」の資格保有者には国土交通省登録資格である「インフラ調査士」の受験資格を認定します。

「インフラ調査士補」資格を活用していただきたく、ここにご案内申し上げます。

インフラ調査士補試験委員会 委員長 澤本 武博

2. 適用規格・関連法規・適用基準

2.1 適用規格

- (1) (一社)日本非破壊検査工業会規格

検規-6002 インフラ調査士補技術者認証規準

2.2 関連法規

- (1) 道路法施行規則（道路の維持又は修繕に関する技術的基準等）
- (2) 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律
- (3) 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程

2.3 適用基準など

技術基準は国土交通省道路局作成の「道路構造物の点検要領」最新版を適用する。

2.3.1 【国管理】定期点検要領

- (1) 橋梁定期点検要領
- (2) 道路トンネル定期点検要領
- (3) 補装の調査要領（案）
- (4) 附属物（標識、照明施設等）点検要領
- (5) 歩道橋定期点検要領

2.3.2 定期点検要領（技術的助言）

- (1) 道路橋定期点検要領
- (2) 道路トンネル定期点検要領
- (3) 補装点検要領
- (4) 門型標識等定期点検要領
- (5) 小規模附属物点検要領
- (6) 横断歩道橋定期点検要領

2.3.3 道路ストックの総点検

- (1) 総点検実施要領（案）[橋梁編]
- (2) 総点検実施要領（案）[道路トンネル編]
- (3) 総点検実施要領（案）[舗装編]
- (4) 総点検実施要領（案）[道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置編]
- (5) 総点検実施要領（案）[横断歩道橋編]

3. 資格の対象施設・業務

3.1 対象施設

この資格は、インフラの分野(道路、河川、港湾など)のうち、道路分野を対象とする。また、対象施設は、橋梁(鋼橋)、橋梁(コンクリート橋)、道路トンネル、舗装道路、道路附属物(標識、照明施設等)、横断歩道橋の6施設とする。

3.2 対象業務

上記対象施設における次に示す点検補佐業務を対象とする。

点検業務：定期点検要領等に基づき部材等の損傷程度の評価、対策区分の判定、点検結果の記録など。

4. 資格認証技術者の能力

4.1 技術者資格認証者

「インフラ調査士補」の資格認証された技術者は、資格の対象となる施設・業務範囲において、インフラ調査士の補佐として、担当技術者のもとで業務の実務を担当する能力をもつ。

5. 資格取得

資格取得までの流れを図1に示す。

5.1 受験申請資格

資格試験の受験者は、満18歳以上とする。

5.2 資格認証技術者の要件

「インフラ調査士補」の基礎学習を受講し、修了試験に合格する必要がある。

「インフラ調査士補」の資格名称と対象施設、業務、技術者区分を表1に示す。

表1 「インフラ調査士補」資格名称と資格対象範囲

資格名称	資格対象			国土交通省 資格登録番号
	施設分野	業務	技術者区分	
「インフラ調査士補」	橋梁 (鋼橋・横断歩道橋) 橋梁 (コンクリート橋) トンネル 付帯施設 (舗装・ 道路附属物)	点検補佐	—	—

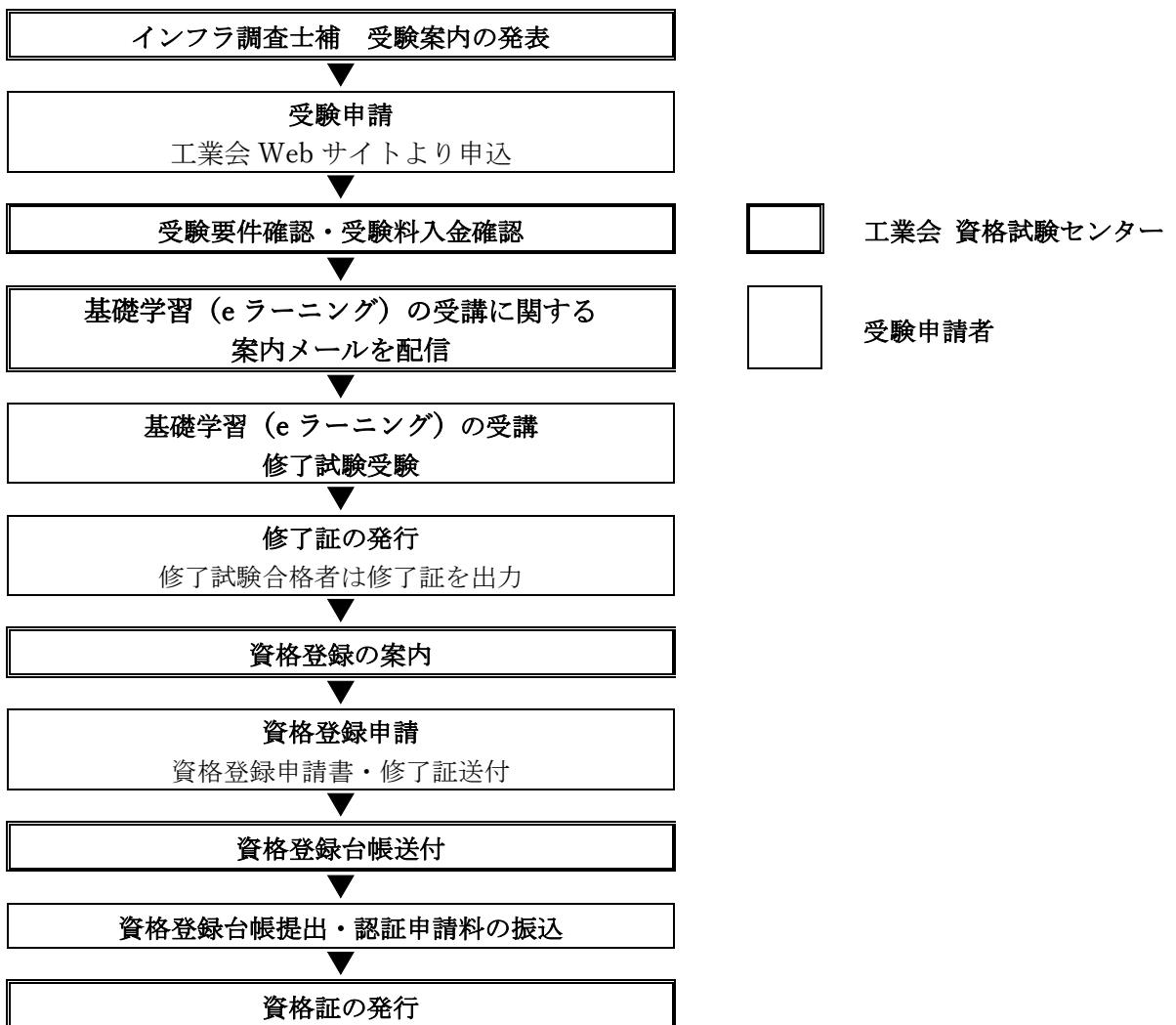


図 1 資格取得までの流れ

6. 学習・資格試験

資格を取得するためには、「インフラ調査士補」の基礎学習を受講し、修了試験に合格しなければならない。

6.1 基礎学習

基礎学習は、e ラーニングで行い、次の内容などについて履修する。

- (1) 道路施設(橋梁(鋼橋、コンクリート橋、横断歩道橋)、トンネル、舗装、道路附属物)について、設計・施工に関する基礎知識、関連法規、国の技術基準・要領による点検方法、点検結果の判定(損傷区分、対策区分の判定)、健全性の診断、対策措置、点検記録の作成など。
- (2) 点検・診断のための非破壊検査技術

6.2 修了試験

6.2.1 修了試験の内容

修了試験は、6.1 基礎学習の内容から出題される。

6.2.2 修了試験の評価

インフラ調査士補試験委員会の管理の下、資格試験の評価基準に基づき、修了試験の合否判定及び結果を通知する。

7. 認証登録

修了試験合格者で資格登録を希望する者には、有償にて資格証明書を発行する。資格登録の期限は、修了証記載の資格登録期限内（修了から 2 年間）とする。

7.1 認証申請

工業会 Web サイトから資格登録申請書を入手し、必要事項を記入の上、修了試験修了証と共に資格試験センターに提出する。

7.2 認証登録

資格試験センターは、提出された資格登録申請書類を審査し、適格と判断された資格登録希望者に資格登録台帳を送付する。登録希望者は、資格登録台帳に必要事項を記入し、資格試験センターに提出し、認証申請料を振り込む。

7.3 資格証明書の発行

認証登録後に資格証明書としてポケットサイズのカードを発行する。

- 注 1) 資格証明書を発行することによって、認証機関は技術者の資格を認証するが認証の対象となる作業の許可を与えるものではない。
- 2) 教育担当責任者、雇用主は技術者の業務の正当性に責任を負い、かつ認証の対象となる作業許可に関するすべての事柄に全面的な責任を持たなければならない。
- 3) 個人が自分自身で雇用主となっているか、又はその個人自身が単独で申請する場合は、雇用主に対して規定されているすべての責任を負わなければならない。

8. 資格証明書の有効期間

取得した資格証明書の有効期間は、資格証明書に記載の認証登録日付から 5 年間とする。ただし、以下の場合には無効となるので、雇用主は無効要件発生時には、資格試験センターへ報告すること。

- (1) 認証機関が「資格認証技術者、申請者、証明者の倫理規則」に違反したと判断した場合
- (2) 認証機関が「資格登録者順守事項」に違反したと判断した場合

9. 資格登録者リスト掲載事項

資格登録された者（資格証明書に記載された者、以下「資格登録者」という）に関する情報を「資格登録者リスト」として保管し、必要に応じリストを公開することがある。 「資格登録リスト」に掲載される事項は次のとおりとする。

資格登録者リスト掲載事項（順不同）

- (1) 資格名称
- (2) 登録年月日及び登録番号
- (3) 有効期限
- (4) 資格登録者氏名及び生年月日
- (5) 登録資格付与事業者の名称、代表者氏名、住所
- (6) 資格登録者への連絡先（連絡先指定、連絡先住所、連絡先名称、電話番号、FAX番号、e-mailアドレス）
- (7) その他、工業会が掲載することを決定した事項

10. 教育担当責任者・雇用主の順守事項

教育担当責任者または雇用主（認証申請者又は認証技術者が日常働いている機関の責任者、又はその責任者により業務を委任されている代理人）は以下のすべての事項を順守しなければならない。

- (1) 資格申請に関し、提出された個人情報が正しいものであることを文書で証明しなければならない。
- (2) 申請者及び認証技術者の業務の正当性に責任を負い、かつ認証の対象となる作業許可に関するすべての事柄に全面的な責任をもたなければならない。

11. 受験料等

11.1 基礎学習及び修了試験

基礎学習+修了試験

学生及び地方自治体職員等	免除
上記以外	8,000円(+消費税)
インフラ調査士講習会テキスト（任意購入）	10,000円(+消費税)

11.2 認証申請料

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 資格証明書 認証申請料 | 4,000円(+消費税) |
| (2) 資格証明書 再発行料 | 3,000円(+消費税) |

12. インフラ調査士補認証組織

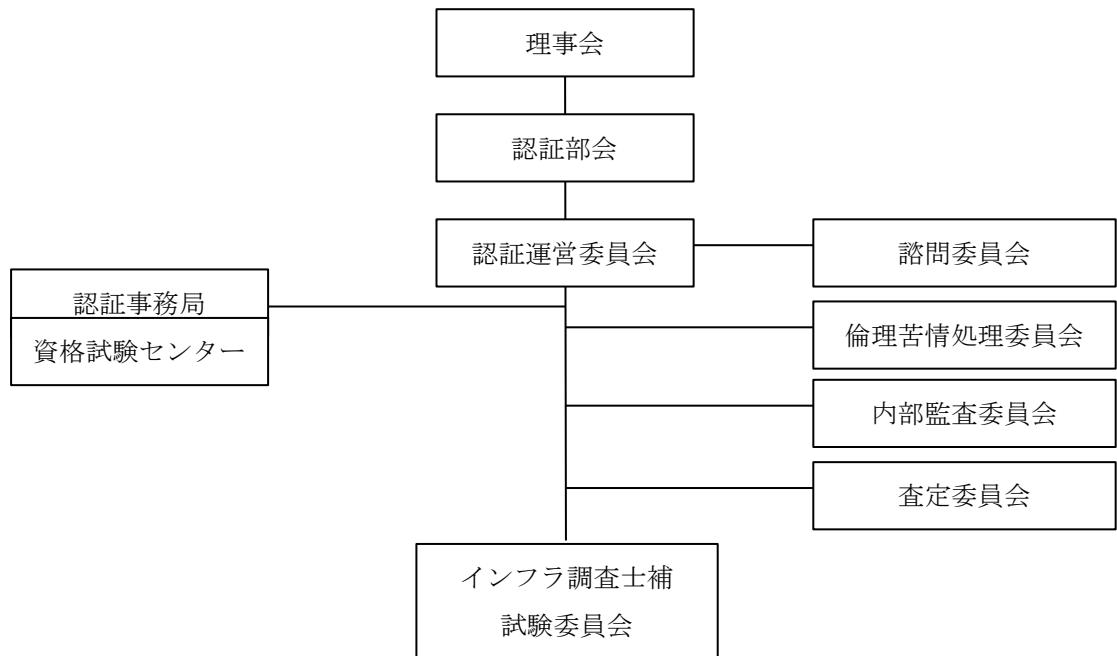


図 1. インフラ調査士補 認証事業組織図

◆資格取得後は、次の倫理規定の順守が義務付けられます。

《資格認証技術者順守事項》

1. 資格証明書に関する義務

資格認証技術者は、資格証明書の取扱いに際し、以下の事項に従わなければなりません。

- (1) 資格証明書は、資格認証技術者個人に対する証明書であることを認識、自覚し、他の者が使用することのないように管理する。
- (2) 資格証明書に記載された事実を超えて、業務、宣伝、その他の目的に使用しない。
- (3) 誤解を招きやすい方法で資格証明書を使用しない。
- (4) 認証機関の社会的評価を損なうような方法で認証を使用せず、また、誤解を招きやすいか又は無許可であると認証機関がみなすおそれのあることを公表しない。
- (5) 資格証明書に記載されたマーク（日本非破壊検査工業会のロゴマーク）は、資格証明書以外には使用しない。
- (6) 認証の一時停止又は取消に際して、認証機関又は認証への言及を含む全ての公表を中止し、また、認証機関の発行した資格証明書を返却する。

2. 倫理順守義務

資格認証技術者は、インフラ調査に関して次の不正行為を行ってはならない。

- (1) 不正な業務遂行
- (2) 検査結果に関する不正な報告又は報告書の作成
- (3) 不正行為の指示又は示唆
- (4) 不正な報告又は報告書作成の指示又は示唆
- (5) 資格証明書の改ざん及び貸借行為
- (6) その他、資格業務に関する不正行為

3. 倫理違反に対する処罰

この規則に違反した資格認証技術者に対しては、次に記す処分を課します。

- (1) 「インフラ調査士補」技術者資格の一定期間凍結
- (2) 「インフラ調査士補」技術者資格の取消し
- (3) 違反事実、内容及び氏名の公表

インフラ調査士補資格試験の申込／日程などについては工業会Webサイト掲載の「インフラ調査士補資格試験案内（日程表）」をご参照ください。

その他不明な点は下記へお問い合わせください。

『インフラ調査士補資格認証制度のご案内』は2024年4月1日現在のものです。更新されるたびにRev. 番号を変更のうえ、更新案内を下記Webサイトに掲載していきますのでご確認下さい。

発行日 2024年4月1日

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-8-1

富高ビル3階

一般社団法人 日本非破壊検査工業会

資格試験センター

Tel 03-5207-5960 Fax 03-5207-5961

<https://www.jandt.or.jp/>